

## 今後の方向性

- 教育ビッグデータを効果的に活用するためには、収集するデータの種類や単位（データの意味）が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように、収集するデータの意味を揃えることが必要不可欠であることから、**「教育データの標準化」**とその利活用（学習履歴（スタディ・ログ）等）に関する検討を行う。

＜教育ビッグデータ収集・活用に当たっての留意点＞

- ✓ クラウド等の活用における個人情報保護法制との関係
- ✓ データ解釈の際のバイアス問題

## 教育データの標準化

### ① 「データの内容の規格」の標準化

校務系データ、学習系データについて、学習指導要領のコード化（※）を含めて検討

＜校務系データのイメージ＞

- 子供の属性情報（氏名、生年月日、性別など）
- 学習評価データ（定期テストの結果、評定など）
- 行動記録データ（出欠・遅刻・早退、保健室利用状況など）
- 保健データ（健康診断の結果など）

＜学習系データのイメージ＞

- 学習履歴データ（デジタル教科書・教材の参照履歴、協働学習における発話回数・内容、デジタルドリルの問題の正誤・解答時間・試行回数など）

### ② 「データの技術的な規格」の標準化

既に流通している国際標準規格を活用しながら検討

民間企業、有識者等を交えて検討を行い、令和2年度中に一定の結論

## 諸外国の状況



- ✓ 各学校の子供・教師、学校管理に関するデータを蓄積し、学校マネジメントや学校評価に利用
- ✓ MIS（管理情報システム）に子供の出欠や課題の提出状況、成績や所見などを日常的に蓄積



- ✓ 未就学児教育から企業内研修までの用語の定義やID体系を整理し、学習系データの標準化を図り、州間のデータ比較が可能。（CEDS：共通教育データ標準）
- ✓ SIS（生徒情報システム）に子供の様々な情報を蓄積し、授業設計等に活用



- ✓ 国全体の標準として「オーストラリアンカリキュラム」を開発し、様々な教材・授業案と連携し、州・学校を越えて共有することが可能
- ✓ 各学校で蓄積したデータは、学校間での引継ぎ、州による収集・分析のほか、連邦が州の教育状況の比較に利用

### ※ 学習指導要領のコード化のイメージ

学習系データを横断的・体系的に活用するため、学習指導要領に基づいて内容・単元等に共通のコードを設定する。

〔 内容 〕

小学校学習指導要領 理科  
 第6学年 B 生命・地球 (3) 生物と環境  
 生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。  
 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。  
 (ア) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境とかがわって生きていること

〔 コード 〕

A: 幼稚園 MA: 算数  
 B: 小学校 SC: 理科  
 C: 中学校 LE: 生活  
 ...

17B.SC00-6B.30AA.00

告示年	学校種	教科等	科目(高校)	学年・分野等	各階層	指導事項	条文内の項目分割
-----	-----	-----	--------	--------	-----	------	----------

# 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について



## 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒※に対する学習指導

※臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援



### 指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書
  - ・学校が作ったプリント
  - ・テレビ放送
  - ・ICT教材や動画
  - ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用

+



### 教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用
  - ・家庭訪問
  - ・登校日の設定 など
- ※地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



文部科学省において開設  
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載



## 児童生徒が登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価



### 学校において可能な限りの措置を講じる

- ・補充のための授業
- ・教育課程に位置付けない補習
- ・家庭学習を適切に課す など

+



### 休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

- ・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
- ・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について  
退職教員等の協力も得つつ追加配置

※休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。(授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。)



- ・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
- ・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施